

バス業における荷姿の物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	11~12	ホテルの入口にて車内に置いてあるお客様のスーツケースを下ろす際に腰部に激痛を発症しその後労務不能となったものである。	29	100~299
4	18~19	被災者は、ダイヤに乗務中、到着後にお客様の荷物をトランクより取り出していた際、後方よりお客様から声を掛けられ左に振り向いたときに腰を負傷した。	37	100~299
6	11~12	配膳室付近で給食配送車の荷台からコンテナを下ろす際に、通常、荷台の高さまで上げたリフトに荷台からコンテナを移動させてから、リフトを下げ配膳室へコンテナを移動させる手順になっているが、リフトを下げた状態で荷台からコンテナを出したので、コンテナが転倒し、それを押さえようとして、左膝関節・両肩関節・腰部などに損傷・打撲を負った。	64	1~9
6	13~14	当社敷地内にある有蓋車庫において、同僚と一緒にバス用バッテリーを運んで来たトラックの誘導及びバッテリーをトラックより降ろす作業に従事中、同僚の一人がトラックの荷台よりバッテリー（重さ約55kg）を降ろそうとしたところ、バッテリーの重さで当該バッテリーを地面に落とし、地面に落下したはずみで転がった当該バッテリーが、一緒に作業をしていた被災労働者の右足甲に当たり負傷した。	60	30~49
9	5~6	当該者は上記日時で乗客の重いスーツケースを荷台に載せた際、腰に痛みを感じたが、そのまま業務をしていた処、後日同じように乗客のスーツケースを載せた際に更に痛みが悪化し病院へ受診した。	49	100~299

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)